

J-クレジット制度 プロジェクト計画書 （森林管理プロジェクト用）

プロジェクトの名称：

滋賀県造林公社 森林管理プロジェクト

プロジェクト 実施者名	一般社団法人 滋賀県造林公社
----------------	----------------

妥当性確認申請日 2018年 7月 30日

プロジェクト登録申請日 2018年 12月 20日

1 プロジェクト実施者等の情報

1.1 プロジェクト実施者（複数のプロジェクト実施者がいる場合は代表実施者）

実施者名	(フリガナ) イッパンシャダンホウジン シガケンゾウリンコウシャ
	一般社団法人 滋賀県造林公社
住所	大津市松本一丁目2番1号

1.2 プロジェクト代表実施者以外のプロジェクト実施者 ※1

実施者名	(フリガナ)
住所	

※1 複数のプロジェクト実施者が参加する場合には、欄をコピーしてそれぞれのプロジェクト実施者の情報を記載して下さい。

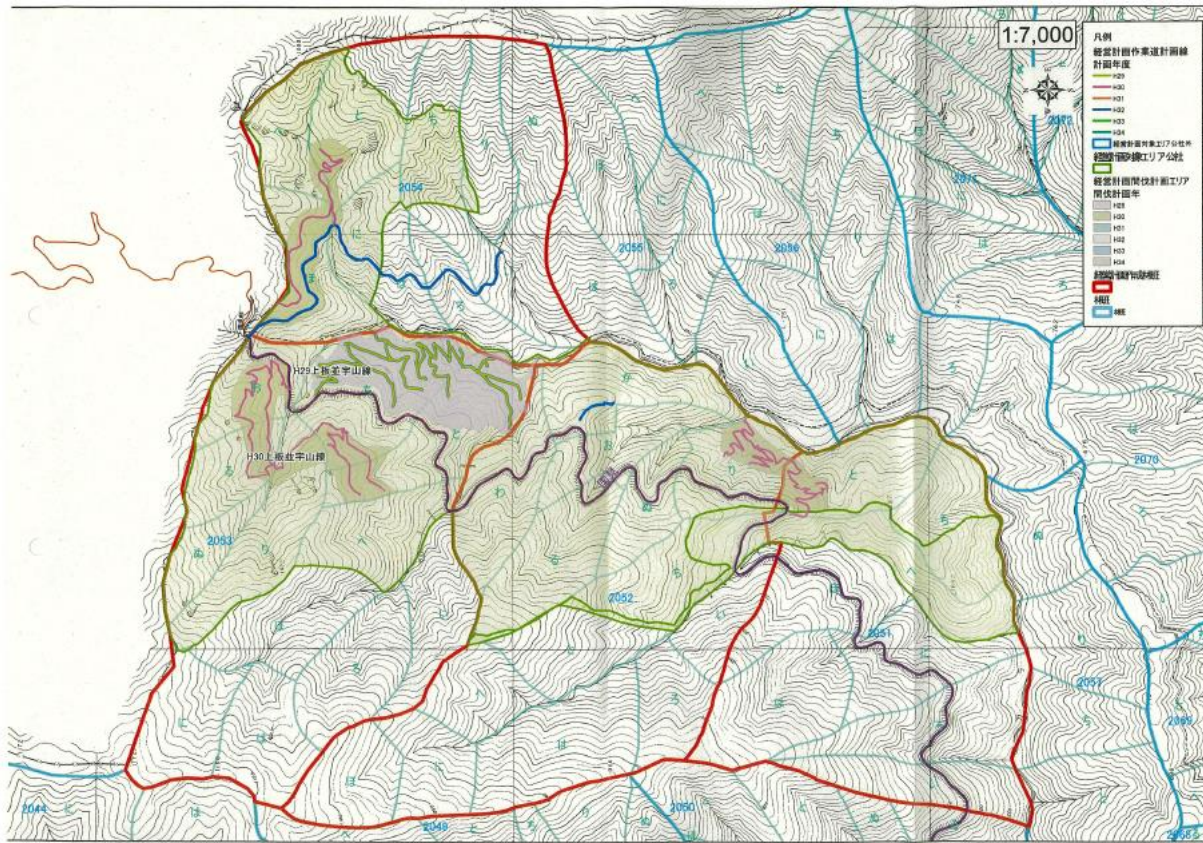
1.3 J-クレジット保有者

保有者名	(フリガナ) イッパンシャダンホウジン シガケンゾウリンコウシャ
	一般社団法人 滋賀県造林公社
住所	滋賀県大津市松本一丁目2番1号

2 プロジェクト概要

2.1 プロジェクトの目的及び概要

プロジェクト名	滋賀県造林公社 森林管理プロジェクト	
目的	滋賀県造林公社分収造林事業地において、森林経営計画に基づいた適切な間伐を実施し、CO2 吸収量を増大させることを目的とする。	
概要	滋賀県造林公社分収造林事業地において、森林経営計画に沿って森林施業・森林経営を実施することにより、二酸化炭素の吸収量を確保する活動を行う。	
プロジェクト計画の登録を行う森林の場所	市町村	滋賀県米原市
	場所	2051 林班 2052 林班 2053 林班 2054 林班 森林経営計画（宇山）（変更認定番号：第 30-1 号、変更認定日：2018 年 6 月 11 日、計画期間：2017 年 4 月 20 日～2022 年 4 月 19 日）対象森林の全体。計画図を欄外に掲載。



2.2 プロジェクト実施前後の状況

(プロジェクトが実施される森林のプロジェクト実施前における状況) :

プロジェクト計画の登録を行う森林(森林経営計画対象森林の全体)の樹種別、施業履歴別の面積は下表の通り(施業履歴は2017年度実施分まで)。

樹種別面積(ha)		施業履歴別面積(ha)		施業年度
人工林	114.82	114.82		
スギ	97.32	間伐 未施業	16.51 80.81	2007, 2008, 2009, 2010, 2017
ヒノキ	16.94	間伐 未施業	1.90 15.04	2007, 2009, 2017
その他広葉樹	0.56	未施業	95.85	
天然林	6.55	6.55		
その他広葉樹	6.55	未施業	6.55	
更地	0.28	—	0.28	
合計	121.65	121.65		

(プロジェクトが実施される森林のプロジェクト実施後における状況) :

森林経営計画(計画期間:2017年4月20日~2022年4月19日)における2018年度以降の施業計画は以下の通り。

施業種類	施業樹種	年度別施業予定小班数及び面積(箇所、ha)									
		2018		2019		2020		2021		2022	
間伐	スギ	12	9.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	ヒノキ	6	2.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		18	12.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他施業	—	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計		18	12.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

(注) 間伐の伐採率は一律25%。

2.3 新規登録、更新の別

J-クレジット制度において新規に登録されるプロジェクトである

2008年4月~2013年3月にオフセット・クレジット(J-VER)制度において登録されたプロジェクトと同一の吸収活動であり、J-クレジット制度において更新されるプロジェクトである

2.4 プロジェクト要件への適合

追加性

追加性を有している

3 方法論

3.1 適用方法論

適用する方法論	方法論番号	FO-001 Ver.2.3
	方法論名称	森林経営活動

3.2 方法論の適用条件への適合

条件 1	■ 適合している	説明 プロジェクトは、森林法第 5 条に定める森林で実施される。
条件 2	■ 適合している	プロジェクトは、下記の森林経営計画単位で登録され、同計画に沿って森林施業が実施される。 ・森林経営計画（宇山） 変更認定番号：第 30-1 号、 変更認定日：2018 年 6 月 11 日、計画期間：2017 年 4 月 20 日～2022 年 4 月 19 日）
条件 3	■ 適合している	プロジェクト実施地に主伐の実施予定がある林分はなく、認証対象期間における吸収見込み量の累計は正である。
条件 4	■ 適合している	説明 森林経営計画に基づき、プロジェクト実施地内の下記林小班において、2018 年度に間伐が計画されている。 ・2051 ト ・2052 リ ・2053 ヘ ・2053 ト ・2053 チ ・2053 リ ・2053 ル ・2053 オ ・2054 ニ ・2054 ホ ・2054 ヘ ・2054 ト
条件 5	■ 適合している	説明 森林経営計画において、プロジェクト実施地の土地転用は計画されていない。

3.3 モニタリング・算定方法

プロジェクト実施後吸収量		
主要／付随的	吸収活動	温室効果ガスの種類
主要	地上部バイオマスの蓄積	CO2
主要	地下部バイオマスの蓄積	CO2

プロジェクト実施後排出量		
主要／付随的	排出活動	温室効果ガスの種類
主要	該当なし	CO2
主要	該当なし	CO2

4 吸収計画

認証対象 期間	2018年4月1日 ～2026年3月31日（8年0ヶ月）				
吸収計画	年度	ベースライン 吸収量	プロジェクト 実施後吸収量	プロジェクト 実施後排出量	吸収量
	2018年度	0 t-CO2	151.7 t-CO2	0 t-CO2	151 t-CO2
	2019年度	0 t-CO2	151.4 t-CO2	0 t-CO2	151 t-CO2
	2020年度	0 t-CO2	145.5 t-CO2	0 t-CO2	145 t-CO2
	2021年度	0 t-CO2	141.7 t-CO2	0 t-CO2	141 t-CO2
	2022年度	0 t-CO2	137.3 t-CO2	0 t-CO2	137 t-CO2
	2023年度	0 t-CO2	137.3 t-CO2	0 t-CO2	137 t-CO2
	2024年度	0 t-CO2	137.1 t-CO2	0 t-CO2	137 t-CO2
	2025年度	0 t-CO2	134.3 t-CO2	0 t-CO2	134 t-CO2
	2026年度	0 t-CO2	0 t-CO2	0 t-CO2	0 t-CO2
	2027年度	0 t-CO2	0 t-CO2	0 t-CO2	0 t-CO2
	2028年度	0 t-CO2	0 t-CO2	0 t-CO2	0 t-CO2
	2029年度	0 t-CO2	0 t-CO2	0 t-CO2	0 t-CO2
	2030年度	0 t-CO2	0 t-CO2	0 t-CO2	0 t-CO2
	合計	0 t-CO2	1136.3 t-CO2	0 t-CO2	1133 t-CO2

5 データ管理

データの品質を確保するための仕組みとして、データ収集・集計等体制の整備と個別データの信頼性の向上について以下に記載する。詳細については、J-クレジット制度実施規程（プロジェクト実施者向け）「2.4」を参照のこと。

5.1 モニタリング体制

データ管理責任者 ※1	滋賀県造林公社 生産販売課 課長
モニタリング担当者 ※1	滋賀県造林公社 生産販売課 主幹

※1 担当者の組織、役職名を記載すること（個人名は不要）。原則として、それぞれ別の担当者をおくこと。

5.2 モニタリングデータの収集・記録・保管

モニタリングデータの収集・記録・保管の手続 ※1	<p>(1) 森林施業又は森林の保護が実施された森林の面積</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施面積は、補助金申請等のために実施した過去の実測の結果をモニタリング担当者が収集・記録し、データ管理責任者が確認の上、出典の複写と共に保管する。但し、認証対象期間中にコンパス測量等により実測した場合は、その結果を同様の手続により記録・保管する。 森林の保護（境界確認及び森林の巡視）は、モニタリング担当者により年 1 回以上実施する。実施結果の記録を作成し、データ管理責任者が確認の上、保管する。 <p>(2) 年間幹材積成長量</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林の樹種、地位等による階層に係るデータは、モニタリングプロットにおける樹種、林齢、立木数、胸高直径及び樹高の調査結果に基づきモニタリング担当者が収集・記録し、データ管理責任者が確認の上、上記の調査結果と共に保管する。 年間幹材積成長量は、滋賀県が作成した滋賀県林分収穫表に基づきモニタリング担当者が収集・記録し、データ管理責任者が確認の上、滋賀県林分収穫表に基づく計算過程と共に保管する。 <p>(3) 容積密度、拡大係数、炭素含有率、地下部率</p> <ul style="list-style-type: none"> モニタリング・算定規程（森林管理プロジェクト用）の記載値をモニタリング担当者が収集・記録し、データ管理責任者が確認する。
データ保存期間 ※2	認証対象期間終了後 <u>10</u> 年間

※1 認証対象期間において複数の担当者がモニタリングを行う場合には、全ての担当者が適切にモニタリングデータの収集・記録・管理を行うための仕組みも併せて記載すること。その際、森林管理のための巡視を行う体制を明記すること（森林の巡視とは、一般的に、森林の保全管理及び森林の産物の盗採、林野火災等の森林被害の防止及び発見のために、定期的及び必要に応じ森林において行うもの）。

※2 原則認証対象期間終了後 10 年間とする。

6 特記事項

6.1 吸収量に影響を与える可能性のあるリスクの特定について

吸収量に影響を与える可能性のあるリスクがあるか

有 無

(「有」にチェックした場合に記入)

項目	概要
リスク要因	<p>下記のようなリスク要因が挙げられる。</p> <p>A) 生物被害 (病害、虫害、獣害)</p> <p>B) 気象被害 (雪害、風害、土砂崩れ等)</p> <p>C) 林野火災</p> <p>D) 人的リスク (モニタリングや算定における誤謬)</p> <p>A～Cについては、適切な施業や巡視により、早期の発見、迅速な対応、被害の軽減に努め、吸収量への影響の抑制を図る。</p> <p>Dについては、現地林分の状況との齟齬や算定の誤りが発見された場合、速やかに修正して吸収量を再算定すると共に、誤謬の内容を記録・分析することにより再発の抑止に努める。</p>

6.2 ダブルカウントの防止措置について

類似制度へプロジェクトを登録しているか。

登録している

(類似制度名: _____)

類似制度での認証予定期間: _____)

登録していない

6.3 法令等の義務の有無について

プロジェクトの実施は、法令等の義務履行によるものではないか。

法令等の義務履行によるものではない。

法令等の義務履行によるものである。

6.4 認証対象期間の設定について

認証対象期間の前後の年度に、主伐の実績又は計画はないか。

有 無

有の場合、認証対象期間は、クレジットを過大に発生させる目的で、主伐の時期を意図的に避けて設定していないか。

意図的に避けたものではない

(設定の考え方: _____)

(例) 森林経営計画の計画期間を認証対象期間としている